経営管理権集積計画

1 個別事項

				経営管理権の設定を受ける市町				(名称)				(所在地)		
		整理	集R7-1	村 (乙	,)			高山	村 長	後藤雪	≢三		群馬県吾妻郡高山村大字中山 2856番1		
		番 号	*****	経営管	理権を設定	する森	林の森	(氏名	又は名	(称)			(住所又は所在地)		
				林所有	者 (甲)										
		Z	が経営管	理権の記	段定を受ける	森林	(A)				経営管理権		木材の販売による収益から伐採等に要す 乙が甲にD	乙が甲にDを	
番	号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況林齢	経営管理権 の始期	の存続期間 (終期) (B)	れる経営管理の内容(C)	る経費を控除してなお利益がある場合に おいて甲に支払われるべき金銭(D)の 額の算定方法	支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
					93	山林		スギ	64						
					94	山林		広葉樹	53	-					
					95	山林		マツ	60	-					
					96	山林		スギ	58	-					
					97	山林		スギ	72	-					
	-	高山村大字中			98	山林		スギ	56	-					
	1 1	□四科人子中 」字狢石	5196-2	. 25	99	山林	2.6992	スギ	85						
		1771			100	山林		ヒノキ	90						
					101-1	山林		マツ	60	2025.12.1	20年	 別添1の①参照	別添2の①参照	別添3参照	
					101-2	山林		スギ	60	2023.12.1	(2045.11.30)	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		別為3参照	
					103-1	山林		ヒノキ	35						
					103-2	山林		スギ	95						
					105	山林		広葉樹	53						
	ul.	可以杜子亨由			23	山林	0.1432	スギ	80						
;	/	高山村大字中 山字赤根峠	5402	26	25	山林		スギ	54						
					27	山林		スギ	93						
;	3	5山村大字中 □字赤根峠	5418	26	33	山林	0.1573	ヒノキ	77						

1 個別事項 (続紙)

	Z	が経営管	理権の影	没定を受ける	森林	(A)				経営管理権		木材の販売による収益から伐採等に要す	乙が甲にDを	
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況	現況林齢	経営管理権 の始期		れる経営管理の内容(C)	る経費を控除してなお利益がある場合に おいて甲に支払われるべき金銭(D)の 額の算定方法	支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
				26	山林		スギ	58						
				27	山林		ヒノキ	93						
				28	山林		広葉樹	62						
4	高山村大字中	5403	26	29	山林	1.8999	スギ	62						
	山字赤根峠	3403	20	30	山林		広葉樹	62						
				31	山林		ヒノキ							
				32-4	山林		広葉樹							
				34	山林		広葉樹		2025.12.1	20年	別添1の①参照	 別添 2 の①参照	別添3参照	
				21	山林	山林 山林 山林 山林	スギ	76		(2045.11.30)				
				22			スギ	67						
				23			スギ	80						
5	高山村大字中	5398	26	24			スギ	63						
	山字赤根峠			25			スギ	54						
				32-1	山林 山林		広葉樹 広葉樹							
				32-2 36	山林		ム条倒 スギ	58						
-				30	Ш//		A+	50						

	乙 ₇	が経営管	理権の設	定を受ける	·森林	(A)			経営管理権を設定する和	系林の甲以外の権原者(E)		
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権限の種類	同意印	備考
				93	山林		スギ	64					
				94	山林		広葉樹	53					
				95	山林		マツ	60					
				96	山林		スギ	58					
				97	山林		スギ	72					
	高山村大字中			98	山林		スギ	56					
1	山字狢石	5196-1	25	99	山林	2.6992	スギ	85					
	. , ,,,			100	山林		ヒノキ						
				101-1	山林		マツ	60					
				101-2	山林		スギ	60					
				103-1	山林		ヒノキ						
				103-2	山林		スギ	95					
				105	山林		広葉樹						
2	高山村大字中	F400	20	23	山林	0.1400	スギ	80					
	山字赤根峠	5402	26		0.1432	スギ	54 93						
	高山村大字中			27	山林		7+	93					
3	山字赤根峠	5418	26	33	山林	0.1573	ヒノキ	77					
				26	山林		スギ	58					
				27	山林		ヒノキ	93					
				28	山林		広葉樹	62					
4	高山村大字中	5403	26	29	山林	1.8999	スギ	62					
	山字赤根峠	0 100		30	山林	1.0333	広葉樹						
				31	山林		ヒノキ						
				32-4	山林		広葉樹						
				34	山林		広葉樹	42					

		乙力	·経営管理	里権の設	没定を受ける	6森林	(A)			経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E)							
番号	所	在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	【	備考						
					21	山林		スギ	76								
					22	山林		スギ	67								
					23	山林		スギ	80								
5	高山村大字中山字赤根峠		5398	26	24 山林	山林	2.6093	スギ	63								
			赤根峠	赤根峠	赤根峠	赤根峠	赤根峠	根峠	0000		25	山林	山林	スギ	54		
					32-1 山林		広葉樹										
					32-2	山林	ļ	広葉樹	53								
					36	山林		スギ	58								
	この計画に同意する。 権利の設定を受ける市町村 (乙) 権利を設定する森林の森林所有者 (甲)										印印						

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5)(B)欄は、「○年」又は「○○年○○月○○日まで」と記載すること。

2 共涌事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1)経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

- (2) 受託者の義務
 - ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。) に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権の目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
 - ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に 設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
 - ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
 - ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が)甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
 - ② 乙は、乙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
 - ③ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
 - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができる。 甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
 - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
 - ④ 復旧及び告林・保育の経費の用に供しても、なお保険金に残余がある場合は、事業収益に繰り入れるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
 - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - (2) 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (14) 甲の通知及び届出
 - ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理権 集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
 - ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、経営 管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
 - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)

		対象森	林		経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合>
				93	〇 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害対策を含む。以下同じ。)及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部
				94	又は一部を実施する。植栽樹種、植栽密度、下刈及び除伐の時期・回数については、経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で
				95	協議して決めるものとする。
				96	○ 主伐後の植栽については、地拵え後、高山村森林整備計画に定めに沿って植栽を実施するとともに必要に応じて鳥獣害対策を実施するものとする。
				97	○ なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
	高山村大字中山字狢石			98	〇 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。
		5296-1	25	99	
				100	
1				101-1	<経営管理実施権が設定されない場合>
				101-2	○ 乙は、存続期間中に人工林については間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、
				103-1	生物多様性に配慮するものとする。
				103-2	○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。
				105	
				23	
	高山村大字中 山字赤根峠	5402	26	25	
				27	
	高山村大字中 山字赤根峠	5418	26	33	

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

		対象森	林		経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合>
				26	〇 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害対策を含む。以下同じ。)及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部
			-	27	又は一部を実施する。植栽樹種、植栽密度、下刈及び除伐の時期・回数については、経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で
			-	28	協議して決めるものとする。
	高山村大字中	5403	26	29	○ 主伐後の植栽については、地拵え後、高山村森林整備計画に定めに沿って植栽を実施するとともに必要に応じて鳥獣害対策を実施するものとする。
	山字赤根峠	5405	20	30	○ なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
			-	31	○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。
			-	32-4	
1			-	34	<経営管理実施権が設定されない場合>
				21	○ 乙は、存続期間中に人工林については間伐を1回実施するものとする。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、
			-	22	生物多様性に配慮するものとする。
				23	〇 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等からの目視によって判断できる限りで行う。
	高山村大字中	5398	26	24	
	山字赤根峠	3330	20	25	
			_	32-1	
			_	32-2	
				36	
	所在	地番	林班	小班	○ 乙は、存続期間中の間伐を2回実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は
(2)					控える等、生物多様性に配慮するものとする。
					○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道等らの目視によって判断できる限りで行う。

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

		対象森	++		木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益
		刈家槑	孙		がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
	所在	地番	林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合>
	7711111	地田	11/11/1	7],7)T	(1.甲に支払われるべき金銭の額の算出方法)
				93	○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策を含む。以
			-	94	下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)として乙が算定した額を控除した額とする。 ○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除し
			-	94	た額とする。
				95	(2. 木材の販売収益の額の算定方法)
			-		○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
				96	(3. 伐採等に要する経費の算定方法)
			-	97	○ 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
	高山村大字中 山字狢石			98	○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営
			-	30	管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐後の植栽(鳥獣害対策を含む)、保育及び利用間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な群馬県が定める森林環境保全整備事業にお
		5296-1	25	99	○ ○ ○ か身足する主化後の他私(鳥獣舌対策を含む)、保育及の利用间域に係る経質については、施業の実施時点で有効な群馬県が足める採州環境保室登伽事業にも ける標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
			-	100	○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、
1			-		経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに
				101-1	当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。
				101-2	(4. 留意事項)
				103-1	○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。
			-	103-2	○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合につ
			-		いては、その差額は経営管理実施権が負担するものとする。
				105	<経営管理実施権が設定されない場合>
				23	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)
	高山村大字中	5402	26	25	○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 (2.留意事項)
	山字赤根峠	3402	20	25	○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
				27	
	高山村大字中 山字赤根峠	5418	26	33	

		対象森	**		木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益
		入了多个木木	7/1		がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
	所在	地番	林班	小班	<経営管理実施権が設定される場合>
	7711111	7四.田.	71777	71.77	(1.甲に支払われるべき金銭の額の算出方法)
				26	○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽(鳥獣害対策を含む。以 下同じ。)及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)として乙が算定した額を控除した額とする。
				27	○ 利用間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から利用間伐に係る経費及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
				28	(2.木材の販売収益の額の算定方法) ○ 主伐及び利用間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
	高山村大字中	E 400	0.0	29	(3.伐採等に要する経費の算定方法)
	山字赤根峠	5403	26	30	○ 乙が算定する主伐に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費 の見積額とする。
				31	○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営 管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
				20.4	日本学院権能が計画に派引された経費の光度観とする。 ○ 乙が算定する主伐後の植栽(鳥獣害対策を含む)、保育及び利用間伐に係る経費については、施業の実施時点で有効な群馬県が定める森林環境保全整備事業にお
1			-	32-4	ける標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する利用間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、
				34	経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
				21	○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに 当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。
				22	(4. 留意事項)
				23	○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預り金として経営管理実施権 者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。
	高山村大字中	5000	0.0	24	日からはようる。 なお、 性呂とは失応権者が頂がる場所は、 頂が立め及局がなくなるが、 性呂とはにいるいろ田との必要がなくなるよととする。 ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権が負担するものとする。
	山字赤根峠	5398	26	0.5	いては、その左側は経呂官垤夫施惟が負担するものとする。
				25	<経営管理実施権が設定されない場合>
				32-1	(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。
				32-2	○ 経営自体性に基づさるが美脆する間域の指来主じた不材の販売による収益はるのものとする。 (2. 留意事項)
				36	○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
					(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)
	所在 ————————————————————————————————————	地番	林班	小班	○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。
2					(2.留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。
					▽ S〃 性自日生とロッた男に女した性臭はS〃 只にするひかとする。
	<u>I</u>	<u> </u>	<u> </u>		

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

<相手方及び方法>

○ 乙から甲に対して金銭の支払は行わない。

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

○ 経営管理実施権者から甲に対するDの支払については、伐採後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。

(支払先) 甲の指定する口座